

介護電子請求受付システム

# 補足資料

第 1.5 版

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会

---

国民健康保険中央会の許可なく複製、改変を行うことはできません。  
本書の内容に関しては将来予告なしに変更することがあります。  
また、本システムにより生じたいかなる損害についても本会では責任を負いかねますのであらかじめご了解のうえ、システムをご使用ください。

◆◆目次◆◆

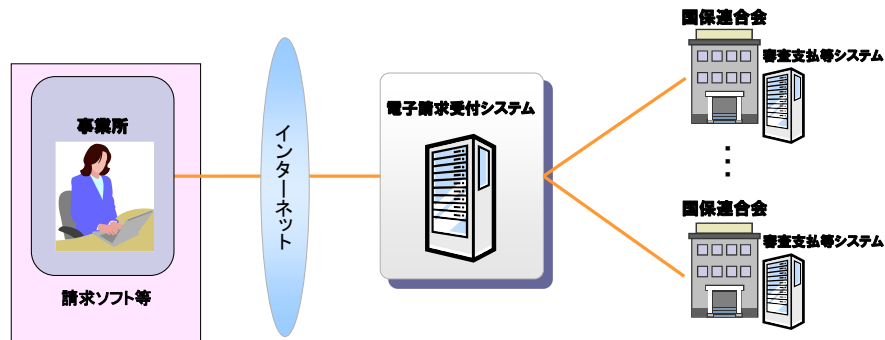
はじめに	1
1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧	3
2. 電子請求受付システム システムエラーメッセージ一覧	9
3. 用語集	15



## はじめに

この資料は、事業所が電子請求受付システムを利用するためのマニュアル補足資料です。

### 請求を受け付けるしくみ



### 表記の規則

この資料は、以下の規則に従って記述されています。

記述形式	意味
太字(bold)	特に注意すべき点を示します。
□<くり	任意の文字、文章を示します。
【】	画面名を示します。
《》	項目名を示します。

### 略称について

この資料では、名称は略称で記述されています。

略称	正式名称
国保連合会	国民健康保険団体連合会
国保中央会	国民健康保険中央会

### 登録商標について

- Microsoft、Windows、Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- Adobe Acrobat Reader、Adobe PDF ロゴは、Adobe Systems Incorporated(アドビ システムズ社)の商標です。
- その他、本資料に記載されている会社名、製品・サービス名は各社の登録商標、または商標です。

---

マニュアル空白ページ

## 1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

請求情報送信において、電子請求受付システムで実施する[事前チェック]にてエラーとなった場合、【到達確認】画面にエラーが表示されます。

ここでは、利用中に発生したエラーの対処方法について説明します。

利用中にエラーが発生した場合、このエラーメッセージ一覧を確認し、対処方法を実施してください。

※ 当エラーのチェックは一覧の No.1 から順番に行われます。

途中でエラーが発生した場合、それ以降のチェックは行われません。

エラー内容の修正後、再度送信を行った際に別のエラーが表示される可能性があります。その場合、該当のエラーメッセージの対処方法を実施してください。

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
1	請求可能なユーザ ID、事業所番号ではない、もしくは事業所番号が電子請求受付システムに登録されていません。 請求可能なユーザ ID、事業所番号であることを確認してください。	送信している事業所番号が存在しないか、または無効のため、エラーとなっています。	請求情報に設定している事業所番号に誤りがないかを確認してください。 また、指定取消等で事業所番号が無効となっている場合、請求を行うことができません。
2	到達エラー:ログインしたユーザ ID では、指定した請求先の国保連合会に請求できません。 請求先の国保連合会に請求できるユーザ ID で、再度送信をしてください。	請求情報送信時に表示される【ログイン】画面で指定したユーザ ID が、請求先国保連合会の都道府県に所在していないため、エラーとなっています。	【ログイン】画面で入力したユーザ ID が、請求先の国保連合会より発行されたユーザ ID であることを確認してください。特に、複数の都道府県の国保連合会から発行されたユーザ ID をお持ちの場合、注意してください。 請求先の国保連合会より発行されたユーザ ID を使用して、再度送信してください。
3	到達エラー:この請求情報は、以下の到達番号で既に請求されています。 到達番号: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 請求情報の内容を確認して、再度送信をしてください。  ※ 「XXX・・・」には到達番号が入ります。	当月に同一内容の請求が既に行われているため、エラーとなっています。	既に請求が行われているため、請求を行う必要はありません。ただし、既に行われている請求が「到達エラー」となっていた場合、エラー内容を修正した請求情報を再度送信する必要があります。 電子請求受付システムの【請求情報詳細】画面よりエラーメッセージに表示されている到達番号の請求を表示し、既に行われている請求の《取扱状況》欄を確認してください。 既に行われている請求の《取扱状況》欄が「到達エラー」となっている場合、そのエラー内容を確認し、修正した請求情報を再度送信してください。

## 1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
4	<p>到達エラー:請求年月 YYYY 年 MM 月は、現在請求の受付を行っていません。 正しい請求年月で再度請求を行ってください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p> <p>※ 「YYYY 年 MM 月」には年月が入ります。</p>	<p>請求を行った時点では、該当請求年月について受け付けていないため、エラーとなっています。</p>	<p>請求期間は毎月 1～10 日となります。請求を行った日付を確認し、請求期間でない場合、請求期間中に再度送信してください。 また、請求期間中に関わらずエラーが発生する場合、国保連合会に連絡してください。</p>
5	<p>(ログインユーザが事業所の場合) 到達エラー:請求情報に入力している事業所は、現在代理人に委任しているため、代理人しか電子請求できません。 委任している代理人に確認の上、代理人が請求してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>代理人へ請求事務を委任している事業所が、事業所自身で請求を行ったため、エラーとなっています。 また、代理人が事業所のユーザ ID を使用して請求を行った場合もこのエラーメッセージが表示されます。</p>	<p>代理人に請求事務を委任している場合、委任期間中は事業所自身で請求を行うことができません。代理人から請求を行うよう依頼してください。 また、代理人は、委任を受けている事業所のユーザ ID を使用して、請求を行うことはできません。必ず代理人のユーザ ID を使用して請求を行ってください。</p>
6	<p>(ログインユーザが事業所の場合) 到達エラー:ログインしているユーザ ID と請求情報に入力されている事業所番号が一致しません。 ユーザ ID と請求情報に入力している事業所番号を確認の上、正しい ID、もしくは、正しい事業所番号で請求してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>請求情報の事業所番号及びログインした際のユーザ ID が異なるため、エラーとなっています。</p>	<p>請求情報に入力されている事業所番号が、正しい事業所番号であるか確認してください。異なっている場合、正しい事業所番号を使用して、請求情報を送信してください。 また、請求情報送信時に表示される【ログイン】画面で、正しいユーザ ID を使用して請求を行ってください。</p>
7	<p>(ログインユーザが事業所の場合) 到達エラー:請求情報に入力されている事業所と請求年月で、既に別のユーザ ID から請求を受付けています。 事業所と請求年月を確認の上、請求先の国保連合会に確認を行ってください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>別のユーザ ID において、同一請求年月で既に請求を行っているため、エラーとなっています。</p>	<p>基本的に同一請求年月に複数ユーザからの請求を行うことができません。ただし、取り消しが可能な状態であれば、別のユーザ ID が行った請求を取り消すことにより事業所、または代理人が請求を行うことができます。</p>



No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
8	(ログインユーザが代理人の場合) 到達エラー:ログインしているユーザ ID では、請求情報に入力している事業所の請求は行えません。 ユーザ ID と請求情報に入力している事業所番号を確認の上、正しい ID、もしくは、正しい事業所番号で請求してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。	代理人が、請求事務を委任されていない事業所の請求を行ったため、エラーとなっています。	請求情報に入力している事業所番号が、請求事務の委任を受けている事業所の事業所番号であること及び委任を受けている期間内であることを確認してください。また、事業所番号を国保連合会へ代理人情報の登録していることを確認してください。 どちらも該当しない場合、国保連合会へ連絡してください。
9	(ログインユーザが代理人の場合) 到達エラー:請求情報に入力されている事業所と請求年月で、既に別のユーザ ID から請求を受付けています。 事業所と請求年月を確認の上、請求先の国保連合会に確認を行ってください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。	別のユーザ ID において、同一請求年月で既に請求を行っているため、エラーとなっています。	基本的に同一請求年月に複数ユーザからの請求を行うことができません。ただし、取り消しが可能な状態であれば、別のユーザ ID が行った請求を取り消しすることにより事業所、または代理人が請求を行うことができます。
10	到達エラー:請求書に記入されている請求年月とサービス提供年月の相関エラーです。 請求年月 > サービス提供年月を設定してください。エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。	請求情報の送信画面にある請求年月がサービス提供年月以前になっているため、エラーとなっています。	請求はサービス提供の翌月以降に行う必要があります。 請求年月がサービス提供年月の翌月以降の年月に設定されているかを確認し、設定されていない場合、正しい請求年月に修正し、送信してください。
11	到達エラー:サービス提供年月の時点で無効な事業所番号が請求情報に入力されています。 XXXXXX 事業所番号を見直し、正しい事業所番号で再度請求を行ってください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。  ※ 「XXXXXX」には事業所番号が入ります。	送信している事業所番号が、サービス提供年月の時点で存在しないか、または無効のため、エラーとなっています。	請求情報に設定している事業所番号が正しい事業所番号であるかを確認してください。 また、指定取消等で事業所番号が無効となっている場合、請求を行うことができません。
12	証明書が失効しているため、受けられませんでした。 有効な証明書を使って請求を行ってください。	請求情報送信時に使用している電子証明書が失効されているため、エラーとなっています。	有効な電子証明書を使用して、請求を行ってください。
13	介護電子請求受付システムで利用できる証明書ではありません。 有効な証明書を使って請求を行ってください。	電子証明書が、障害者総合支援電子請求受付システム専用等、介護電子請求受付システムで利用できる電子証明書ではないため、エラーとなっています。	介護電子請求受付システムで利用できる有効な電子証明書を取得し、パソコンへインストール後に請求を行ってください。

## 1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
14	付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。 パソコンにインストールされた証明書の有効期限が切れています。証明書の更新及びインストールを行い、再度請求情報を送信してください。 ※新しい証明書の発行申請がお済みである場合、発行された新しい証明書をパソコンにインストールしていない可能性があります。新しい証明書がパソコンにインストールされているかご確認ください。 詳しい手順については、電子請求受付システムのログイン後のFAQ『請求情報を送信した際に、「付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。」というエラーが発生する』を参照してください。	電子証明書の有効期限が切れている、または信頼されている電子証明書ではないため、エラーとなっています。	有効な電子証明書を使用して、再度請求情報を送信してください。 使用している電子証明書の有効期限が切れている場合、電子証明書の更新及びインストールを行ってください。 また、新しい電子証明書の発行申請がお済みである場合、新しい電子証明書がパソコンにインストールされているか確認してください。
15	付与された証明書を検証した結果、検証エラーになりました。 事業所からの請求等が集中し、一時的に電子請求受付システムが混み合っている可能性があります。時間をおいて、再度請求情報を送信してください。 上記の対応を行ってもエラーが解消されない場合、電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。	事業所からの請求の集中等によりサーバ側のメモリが一時的に不足したため、エラーとなっています。	時間をおいて、再度請求情報を送信してください。 再送信後もエラーが解消されない場合、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。
16	付与された証明書を検証した結果、データエラーになりました。 インターネット回線上的の問題により、正しく送信できませんでした。再度請求情報を送信してください。 上記の対応を行ってもエラーが解消されない場合、電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。	送信された請求情報が、回線速度が遅い、またはデータ量が多い等で、正しく通信できなかったため、エラーとなっています。	再度請求情報を送信してください。 再送信後もエラーが解消されない場合、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。 ダイヤルアップをお使いの場合、請求情報を数回に分けて送信することで送信できる場合があります。

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
17	付与された証明書を検証した結果、環境定義エラーになりました。電子請求受付システムにおける一時的なエラーの可能性あります。再度請求情報を送信してください。上記の対応を行ってもエラーが解消されない場合、電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。	電子請求受付システムで行う電子署名の検証の際に、何らかの問題が発生したため、エラーとなっています。	再度請求情報を送信してください。 再送信後もエラーが解消されない場合、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。
18	到達エラー:電子証明書の情報と受付けた請求情報の内容が一致しません。 請求情報に入力している事業所番号、請求を行う国保連合会及びログインで入力したユーザ ID を見直してください。 また、署名を行った証明書が正しいものであるかを確認してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。	請求情報のユーザ情報と、請求情報送信時に添付されている電子証明書にある情報が一致しないため、エラーとなっています。	入力されている事業所番号が正しいか確認し、間違っていた場合は正しい事業所番号を入力して請求してください。 請求情報送信時に表示される【ログイン】画面で入力するユーザ ID が正しいか確認し、間違っていた場合は正しいユーザ ID を使用して請求してください。 請求を行うパソコンが、該当のユーザ ID で申請及び取得を行った電子証明書をインストールしたパソコンであることを確認してください。
19	証明書が失効しているため、受けられませんでした。 有効な証明書を使って請求を行ってください。	請求情報送信時に使用している電子証明書が、[失効依頼中]、かつ認証局の失効リストに登録されていないため、または有効期限切れの状態であるため、エラーとなっています。	失効依頼を行っていない、有効な電子証明書を使用して、請求を行ってください。
20	到達エラー:お使いの統合インストーラが最新のバージョンではないため請求ができません。 以下のお知らせ欄を参照し、統合インストーラのバージョンアップを行い、再度請求情報を送信してください。	Ver1.0.1 以下の統合インストーラと、2016年7月19日以降に発行された電子証明書を使用して請求情報が送信されたため、エラーとなっています。	最新の統合インストーラにバージョンアップし、再度請求情報を送信してください。

マニュアル空白ページ

## 2. 電子請求受付システム システムエラーメッセージ一覧

ここでは、電子請求受付システムを利用中に発生したエラー及びその対処方法を事象別に説明します。  
利用中にエラーが発生した場合、エラーメッセージ一覧を確認し、対処方法を実施してください。

<掲載されているエラーの事象>

- ① 請求情報送信時のエラー P10～P12
- ② 通知文書取得時のエラー P13～P14

※ パソコンの環境等に起因するシステム的なエラーメッセージを掲載しています。  
業務的なエラーメッセージが表示された場合、表示されたメッセージに従って、修正等を実施してください。

・システム的なエラーメッセージ…メッセージが不明なエラー

例)「URL コード:537329665 その他内部エラーが発生しました。」

⇒エラーメッセージ一覧を確認し、対処方法を実施してください。

・業務的なエラーメッセージ…メッセージに原因、対処方法が記載されているエラー

例)「ログインできませんでした。ユーザ ID、またはパスワードを確認してください。」

⇒表示されたメッセージに従って、修正等を実施してください。

※ 対処方法によっては、パソコンの知識が必要となる場合があります。対処方法に記載されている操作方法が不明である場合、表示されたエラーメッセージを電子請求ヘルプデスクへご連絡ください。

## ① 請求情報送信時のエラーメッセージ

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
1	URL コード:537329665 その他内部エラーが発生しました。	統合インストーラの一部のプログラムがパソコンにインストールされていない可能性があります。 (「Microsoft Visual C++ 2012 Redistributable」がインストールされていません。)	統合インストーラを再度インストールしてください。
2	URL https://www.e-seikyuu.jp/KShinsei/main コード:S1CLM0022E Proxy 設定の取得に失敗しました。	プロキシ認証の設定が不要にも関わらず、設定をしている可能性があります。	以下の手順で誤って設定してしまったプロキシ認証の設定を元に戻します。 ※ ここでは、Windows 8.1 及び 10 日本語(32 ビット)版を例に説明します。 1. 《PC》をクリックします。 (Windows 8.1 の場合、スタート画面の左下にある矢印をクリックし、表示された【アプリ】画面から《PC》をクリックします。) (Windows 10 の場合、スタート画面の左下にある《スタート》→スタートメニューの《Windows システムツール》→《PC》をクリックします。) 2. 【PC】画面が表示されるので、《ローカルディスク(C:)》をダブルクリックします。 3. 次のフォルダを開きます。 「C:\Program Files\kaigo\SeikyClient」 ※ Windows 8.1 及び 10 日本語(64 ビット)版の場合、 「Program Files(x86)\kaigo\SeikyClient」 4. 開いた画面の中にある《Set_Proxy_Auth0_config》をダブルクリックして終了です。黒い画面が一瞬表示されますが、問題ありません。 (特に確認画面、または終了画面は表示されません。)

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
3	コード:S1CLM0001E 鍵ファイルが読み込めません。	署名・復号ツールが正常に動作していない可能性があります。	電子請求受付システムへログインし、【ダウンロード】画面から最新版の統合インストーラをダウンロードし、再度インストールしてください。 再インストール後もエラーが解消されない場合、「証明書発行用パスワード」を用意し、次の対処を行ってください。 以下のRSA フォルダ(隠しフォルダ)を削除し、電子証明書を再度インストールしてください。 「C:\Users<ユーザ名>\AppData\Roaming\Microsoft\Crypto\RSA」 ※ <ユーザ名>: Windows にログインしているユーザ名
4	URL <a href="https://www.e-seikyuu.jp/KShinsei/main">https://www.e-seikyuu.jp/KShinsei/main</a> コード:S1CLM0015E サーバと接続できません。ネットワークが接続されているか確認してください。 (その後「S1CLM0019E 終了処理に失敗しました。」が表示される。)	以下の原因が考えられます。 1. パソコンのシステム日付がずれている可能性があります。 2. ファイアウォールを利用している場合は電子請求受付システムのプログラムがブロックされている可能性があります。 3. ダイアルアップの場合、インターネットに接続していない可能性があります。	1. パソコンの日付が合っているかを確認し、パソコンの日付を正しく設定してください。 2. 次のソフトウェアのインターネット接続を許可するよう、ファイアウォールに設定してください。 ・S1CLOfficeClient(電子請求受付システム署名ツール) 3. ダイアルアップ接続をしている状態で、請求情報を送信してください。
5	コード:S1CLM0018E XML 構成管理化に失敗しました。	データが破損している可能性があります。	お使いの請求ソフトより再度請求情報作成から行い、請求情報を送信してください。 ※ 対処方法を行ったとしても何度か同じエラーが発生する場合がありますが、何度か繰り返すことで解消されます。(10回以上行う場合もあります。)

## 2. 電子請求受付システム システムエラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
6	<p>コード:S1CLM0021E</p> <p>証明書が1件も取得できませんでした。</p>	<p>以下の原因が考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子証明書がインストールされていない可能性があります。</li> <li>2. 有効期間が未来の電子証明書である可能性があります。</li> <li>3. パソコンのシステム日付がずれている可能性があります。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子請求受付システムからダウンロードしてインストールしてください。 また、電子証明書はWindowsのユーザ毎にインストールする必要があります。 今まで請求情報を送信していたユーザとは別のユーザで送信する場合、送信をするユーザにて電子証明書をインストールしてください。</li> <li>2. 請求するユーザIDの電子証明書はインストールされていますが、有効期間が未来の電子証明書です。 介護電子請求受付システムにログインし、有効な電子証明書をインストールしてください。</li> <li>3. パソコンの日付が合っているかを確認し、現在日付と異なっている場合、日付を正しく設定してください。</li> </ol>



## ② 通知文書取得時のエラーメッセージ

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
1	コード:S1CLM3001E 「FujitsuFFST.ESigAssist'のタイプ初期化子が例外をスローしました」	署名・復号ツールが正常に動作していない可能性があります。	以下の手順で署名・復号ツール及び統合インストーラを再度インストールしてください。 1. 署名・復号ツールをアンインストールしてください。 2. 統合インストーラをアンインストールしてください。 3. 統合インストーラをインストールしてください。
2	コード:S1CLM3001E システムエラーが発生しました。保護されているメモリに読み取りまたは書き込み操作を行おうとしました。他のメモリが壊れていることが考えられます。	環境に問題が発生している可能性があります。	パソコンを一度再起動してから、通知文書を再度取得してください。
3	コード:S1CLM3025E コマンドラインに指定したパラメタに問題があります。	インターネット一時ファイルによって問題が起きている可能性があります。	以下の手順でインターネット一時ファイルを削除した後に、通知文書を再度取得してください。 1. Internet Explorer(Web ブラウザ)を起動し、メニューバーの《ツール》→《閲覧の履歴の削除》をクリックします。 2. 「閲覧の履歴の削除」画面が表示されますので、「インターネット一時ファイル」にチェックをつけ、「削除」ボタンをクリックします。 ファイルの削除が完了すると、画面下部に通知バーが表示されますので、通知バー右側の [×] ボタンをクリックします。

## 2. 電子請求受付システム システムエラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
4	<p>暗号化を解除するため、秘密交換キーを使います アプリケーションは、保護されたアイテムへのアクセスを要求しています。 CryptoAPI 秘密キー</p>	<p>電子証明書のインストール時に、「秘密キーの保護を強力にする」という設定を行ったため表示されません。</p>	<p>このメッセージが表示されても、通知文書は正しく取得することができます。 表示させたくない場合、一度電子証明書をパソコンより削除し、再度電子証明書をインストールしてください。その際に、「秘密キーの保護を強力にする」オプションのチェックを外したうえでインストールしてください。</p>
5	<p>このファイルを開けません。 ファイル:介護給付費等支払決定額通知書(201411).pdf</p> <p>※ 「介護給付費等支払決定額通知書(201411).pdf」は別のファイル名が表示される場合があります。</p>	<p>Adobe Acrobat Reader がインストールされていない可能性があります。</p>	<p>Adobe Systems 社のホームページより Adobe Acrobat Reader をインストールしてください。</p>

## 3. 用語集

用語	内容
Adobe Acrobat Reader®(アドビ アクロバット リーダー)	PDF ファイルを閲覧及び印刷するためのソフトウェアです。Adobe Systems(アドビ システムズ)社が無償配布しています。
ADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)	固定電話回線を利用して、インターネット上でコンピュータ間的高速なデータ通信を行う技術です。
CD/DVD ドライブ	コンピュータの周辺機器の一つで CD、または DVD 等の媒体に記録されたデータを読み出す装置のことであり、
CPU(Central Process Unit)	コンピュータの処理を行う装置のことであり、パソコンの機種によって CPU が異なり、処理性能に違いがあります。
CSV(Comma-Separated Values)	いくつかの項目をカンマ(,)で区切ったデータ及びファイルのことであり、請求情報の送信の際、CSV 形式のデータを電子請求受付システムに送信しています。
html 形式	ブラウザを使用して閲覧する文書の形式。
Internet Explorer®(インターネット エクスプローラー)	インターネット上の Web ページを閲覧するためのソフトウェアです。マイクロソフト社が無償配布しています。
LAN ケーブル	同じ部屋、または建物の中にある、複数のコンピュータ及びプリンタ等の周辺機器をネットワークで接続するためのケーブルのことであり、
OS(Operating System 基本ソフト)	コンピュータを動作させるための基本的な機能を持ち、管理を行うソフトウェアです。基本ソフトともいいます。
PDF(Portable Document Format)	Adobe Systems 社が開発した、パソコン環境に依存しない電子文書の規格です。Adobe Systems 社が無償配布する Adobe Acrobat Reader で閲覧及び印刷することができます。国保連合会からの通知文書は PDF 形式で送付されます。
RAM(Random Access Memory)	コンピュータの処理を行う際に、データの読み出し及び書き込みができる記憶装置のことであり、
Web(ウェブ)サイト	特定のドメイン名の配下にある Web ページのまとまりのことであり、単にサイトとも呼びます。
Windows®(ウィンドウズ)	マイクロソフト社が販売している、パソコン用の基本ソフト(OS)です。Windows 10、Windows 8.1 等があります。
ZIP(ジップ)	サイズの大きいコンピュータファイルをコンパクトにまとめる、ファイル圧縮形式の一つです。
アイコン	処理の内容及び対象を小さな図、または絵柄等で表現したものです。通常、パソコンのデスクトップ上におかれます。
アドレス	インターネットにおける情報の「住所」を示すものです。
アプリ	デスクトップ、またはスタート画面で起動する、すべてのアプリケーション及びプログラムのことであり、[ソフトウェア]と同じ意味です。
アプリ画面	Windows 8.1 において、パソコンにインストールされたすべてのアプリを表示する画面のことであり、
アンインストール	インストールされたソフトウェアを削除し、パソコンをインストール前の状態に戻すことであり、
インストール	ソフトウェアをパソコン上で利用できるように設定することです。
インターネット	全世界のコンピュータネットワークを相互に接続した巨大なネットワーク集合体のことであり、共通の通信手順を使っているため、コンピュータの機種の違いを超えて相互に通信することが可能です。
イントラネット	インターネット技術を使って構築した企業内システムのことであり、[Intra(内部の)] [Internet]の二つの単語を組み合わせた造語です。

### 3. 用語集

用語	内容
インポート	別のソフトウェアで作成したファイルを読み込み、データの形式をコンピュータ内部で変換して利用できるようにすることです。
ウィザード	わかりやすい対話形式の画面を用いて、選択肢形式の質問に答えていくことによって、複雑なアプリケーションソフトのインストール及び操作を簡便にする機能のことです。
エラーメッセージ	ユーザが操作を誤った時、またはシステム等が正常に動作しなくなった時等に表示されるメッセージのことです。通常、ユーザが何をすればよいかを指示する内容も含まれます。
コマンド	ユーザがコンピュータに与える命令のことで、キーボードから入力します。
ショートカット	別ファイルへの参照として機能するファイル、またはアイコンのことです。
スタート画面	Windows 8.1 において、パソコンの起動直後に表示される初期画面のことです。 Windows 10 において、《スタート》をクリックすると表示されるスタートメニューの右側に表示される画面のこと。
セットアップ	インストールと同じ意味です。
ソフトウェア(ソフト)	コンピュータで処理を行うための動作手順及び命令を、コンピュータが理解できる形式で記述したものです。
ダウンロード	ネットワーク上にあるコンピュータから、必要とするデータを自分のパソコンに保存することです。
テキストデータ	ワープロで扱う書体、または行間等の属性データを含まない、純粋に文字コードだけで構成されたデータのことです。コード規格が共通していれば、異なる OS のコンピュータ間でもデータのやり取りができます。
デスクトップ	パソコンを起動した時に表示される、アイコン等が並んだ画面のことです。
トラブルシューティング	トラブル解決・対策のための情報一覧及びFAQのことです。
ハードディスク	コンピュータ内で処理を行ったデータ等を保存するための装置です。通常、磁気ディスクが使用されます。
パスワード	正規の利用者であることを証明するため、ログイン時及び電子証明書発行時に入力する、利用者側であらかじめ秘密に登録した文字列のことです。パスワードは英数字、または記号を組み合わせて作成します。
ブラウザ	インターネットを閲覧するためのソフトウェアのことです。
メモリ	コンピュータで処理を行うために一時的にデータを格納するための装置のことです。
メール(電子メール)	インターネットを利用してコンピュータ間でやりとりする電子文書のことです。利用者のメールアドレスを電子請求受付システムに登録しますと、国保連合会からのお知らせ等をメールで受け取ることができます。
メンテナンス	ソフトウェアの入れ替え、またはデータの整理を行うシステムの保守作業のことです。通常、メンテナンス中は一般ユーザが電子請求受付システムを利用できなくなるため、メンテナンス期間は事前にお知らせ等で告知されます。
ユーザ	システムを利用する人(利用者)のことです。
ユーザ ID	コンピュータシステムを利用する際、利用者を識別するために利用者単位で割り振られる文字列のことです。電子請求受付システムでは、国保連合会が利用者に対して発行及び送付します。
リンク	画面上の文字、またはボタンをクリックするだけで、特定の画面及びホームページ等を開くことができる機能です。
ログ	コンピュータ内に記録されたシステム利用状況の履歴のことです。行われた操作、または送受信されたデータに関して、内容及び日時等が記録されています。
ログアウト	電子請求受付システムの利用を終了する操作のことです。
ログイン	利用者が、ユーザ ID 及びパスワードを入力して、電子請求受付システムの各機能を利用できる状態にすることです。

用語	内容
圧縮	データの内容を保ったまま、一定の手順に従って容量を削減する処理のことです。
暗号化	インターネットで通信を行う際、第三者にデータを盗み見されないよう、電子的な鍵を使ってデータを一時的に読めなくすることです。相手が解読可能な鍵を持つ場合に限り、元のデータに復元することができます。
解凍	圧縮されたデータを元のデータに復元する処理のことです。
公開鍵	電子証明書に埋め込まれた電子的な鍵の情報のことです。国保連合会が利用者へ通知文書を送付する際、利用者の公開鍵を使って文書を暗号化します。
従量課金制	通信サービスの課金方式の一つで、「3分10円」のように利用時間に応じて課金される料金体系のことです。
状況照会	事業所、または代理人が、電子請求受付システムを利用して、請求の状態を照会することです。
代理人	請求事務の委任契約を事業所と結び、国保連合会に代理人情報申請を行って登録が認められた者のことです。
代理請求	代理人が、委任契約を結んだ事業所に代わって、介護給付費等の請求事務を行うことです。
添付ファイル	メールの本文に付属して送られるファイルのことです。
電子証明書	電子請求受付システムに対してデータの送信を行う際、正しい利用者であることを電子的に証明する証明書のことです。
電子請求受付システム	事業所がインターネットを経由して送信した請求情報を受け付け、支払額決定通知書等を通知するシステムのことです。
統合ソフトウェアインストーラ	電子請求受付システムにおいて、請求ソフトを利用する際及び通知文書を取得する際、必要となるソフトウェアです。通常、請求ソフト等に同梱されており、利用者は意識する必要はありません。
専用認証局	電子証明書の発行及び管理を行っている機関のことです。電子請求受付システムには、専用の認証局が設置されています。
秘密鍵	利用者側のコンピュータ内に保存されている電子的な鍵の情報のことです。公開鍵と一対になっているため、利用者の公開鍵で暗号化された文書は、対になる秘密鍵でしか復号できません。
復号	暗号化された文書を、あらかじめ決められた電子的な鍵を使用して、元の文書に戻すことです。
容量	コンピュータの記憶装置に収納できるデータ量のことです。一般的にはバイトという単位が使われます。

介護電子請求受付システム（補足資料）

変更履歴

No	変更年月日	版数	変更ページ	変更内容
1	2021/9/21	1.5	15	[3.用語集] ■[用語集]の表について、「Service Pack(サービスパック)」を削除